

くらしの便利帳の発行について

住民の皆さまの日常生活に関わりの深い制度や手続き、町の行政情報などを1冊にまとめた『御宿町くらしの便利帳』を(株)サイネックスとの協働事業として発行します。

発行に係る経費は、同社が募集する企業などからの広告収入を充てるため町の財政負担はありません。

今後「くらしの便利帳」に掲載する広告の営業で、サイネックスの社員が伺う場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

広告掲載を希望する方は、(株)サイネックスまでお問い合わせください。

【申込連絡先】(株)サイネックス TEL043-234-4161

【問い合わせ】総務課 行政班 TEL68-2511

御宿児童合唱団 第18期生募集

御宿児童合唱団の新人団員を以下のとおり募集します。

児童合唱団は毎週土曜日の午後に活動しています。

【対象者】平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方
(保育所年中から小学校6年生までが対象です)

※未就学児は活動時の保護者付き添いが必要です。

【締切日】2月29日(水)

【面接日時】3月10日(土) 11:00

【面接会場】町公民館 クラブ室

【申込・問い合わせ】町公民館 TEL68-2947

役場庁舎の電話回線切替え工事を行います

役場庁舎の電話回線切り替え工事を、以下のとおり実施します。

工事中は、一時的に役場への電話がつながりにくい状態になることがあります。

役場につながりにくいときは、臨時電話におかけください。

【日時】2月18日(土) 9:00~12:00

【臨時電話番号】 TEL68-2014

※当日は閉庁日のため、電話は日直が対応します。

※臨時回線は当日のみ有効です。

【問い合わせ】総務課 消防防災班 TEL68-2511

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成24年2月10日 NO. 594

編集 御宿町企画財政課 TEL 68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

検診受診状況調査について

各種がん検診の受診希望を調査する、「検診受診状況調査」を実施します。対象となる方には、個別に調査票を送付しています。提出のご協力をお願いします。

【対象者】

①各種がん検診の対象で平成23年2月3日以降に御宿町に転入した方

②平成4年生まれの方(女性のみ)

③昭和57年生まれの方(女性のみ)

④昭和47年生まれの方

※ただし、平成23年度に各種がん検診を受診した方及び既に平成24年度の受診希望を出した方は、内容に変更がある場合を除き、提出は不要です。

【提出先】役場保健福祉課、町公民館

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL68-6717

観光業風評被害対応説明会の開催

福島原子力発電所事故に係る観光業風評被害対応説明会を以下のとおり実施します。また、東京電力(株)による相談電話が開設されています。ご利用ください。

【日時】2月28日(火) 14:00

【会場】町役場大会議室(201号室)

【内容】福島原子力発電所事故に係る観光業風評被害の賠償内容、補償金請求について。

※賠償される該当者の業種は多岐にわたるため、独自で判断せず以下まで相談して下さい。

【相談電話】東京電力(株)福島原子力補償相談室

TEL 0120-926-404

受付時間 9:00~21:00

【問い合わせ】産業観光課 商工観光班 TEL68-2513

献血にご協力を！

病気や交通事故など、大量に出血された患者さんの命を救うためには輸血が必要です。輸血用の血液確保のため皆さまのご協力をお願いします。

【日程】2月23日(木)

【献血の種類】400ml献血、200ml献血

【実施場所】①町保健センター 10:00~11:45

②特別養護老人ホーム外房 13:30~14:15

③町公民館 15:00~15:45

※本人確認ができる証明書をお持ちください。

(運転免許証や健康保険証等)

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL68-6717

母子・父子家庭への入学祝い金

町社会福祉協議会では、母子・父子家庭で、お子さんが今年度の4月に小・中学校に入学する方に対し、母子・父子家庭入学祝い金を支給します。

該当される方は2月29日(水)までに、各区の民生委員児童委員に申請してください。

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL68-6725

森林の所有者届出制度について

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降に森林の土地所有者となった方は、市町村への事後届出が義務付けられました。

【届出対象者】

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方。

※取得面積に関わらず届け出が必要。

【届出期間】

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

【問い合わせ】産業観光課 農林水産班 TEL68-2513